

越谷市自治基本条例審議会設置条例

平成19年12月25日

条例第25号

(設置)

第1条 自治のあり方の基本的事項を定める条例の制定に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市自治基本条例審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、自治のあり方の基本的事項を定める条例の制定に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第 8 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 36 年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価審査委員会の項の次に次のように加える。

自治基本条例審議会	委員	日額	5,500 円	2,500 円
-----------	----	----	---------	---------

越谷市自治基本条例審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

会 長 : 櫻井 慶一 委員

副会長 : 佐々木 一彦 委員

種別		氏 名	ふりがな	備 考
公募による市民	1	東 伸 二	あずま しんじ	
	2	有 元 友 和	ありもと ともかず	
	3	飯 島 謙次郎	いいじま けんじろう	
	4	池 島 時 子	いけじま ときこ	
	5	伊 東 紀久江	いとう きくえ	
	6	伊 藤 雄 朗	いとう ゆうろう	
	7	植 竹 将 之	うえたけ まさゆき	
	8	宇佐美 忠 利	うさみ ただとし	
	9	大 熊 弘 子	おおくま ひろこ	
	10	小河原 進	おがはらすすむ	
	11	小 川 康 治	おがわ こうじ	
	12	加 藤 佳 子	かとう よしこ	
	13	亀 井 浩	かめい ひろし	
	14	越 野 操	こしの みさお	
	15	櫻 井 隆 博	さくらい たかひろ	
	16	高 橋 良 江	たかはし よしえ	
	17	田部井 明	たべい あきら	
	18	得 上 成 子	とくがみ しげこ	
	19	内 藤 佳寿子	ないとう かずこ	
	20	長 澤 宏	ながさわ ひろし	
	21	樋 口 昭 男	ひぐち あきお	
	22	帆 苅 昭	ほかり あきら	
	23	松 本 ひろ実	まつもと ひろみ	
	24	森 木 政 子	もりき まさこ	
	25	山 口 愛	やまぐち あい	
	26	渡 邊 八 十	わたなべ やそ	
学識経験者	27	江利川 喜 一	えりかわ よしかず	元・財団法人北海道河川防災研究センター理事長 元・北海道開発局旭川開発建設部長
	28	櫻 井 慶 一	さくらい けいいち	文教大学人間科学部教授
	29	佐々木 一 彦	ささき かずひこ	元・文教大学人間科学部非常勤講師 元・足立区教育委員会教育長
	30	原 田 晃 樹	はらだ こうき	立教大学コミュニティ福祉学部准教授